三沢短期滞在棟の使用に関する誓約書

〇 三沢短期滞在棟名: 地区短期滞在棟 棟

〇 所在地:北設楽郡豊根村 字 番

上記三沢短期滞在棟を 年 月 日 から使用するにあたり、次の事項を 遵守することを確約し、本書を差し入れます。

- (1) 使用期間は、 年 月 日 から退去の日までとします。
- (2) 使用料1カ月分 円は、村より発行した納付書により納付します。
- (3) 使用料は、条例の定めるところにより変更されても、異議申し立てません。
- (4) 正当な理由によらないで、引き続き7日以上短期滞在棟を使用せず、又同居親族以外の者を許可なく同居させたときは、いかなる処置を取られても異議を申し立てません。
- (5) 以上の他、三沢短期滞在棟の設置及び管理に関する条例及び同施行規則の規定に基づき豊根村の指示に従います。

年 月 日

豊根村長様

本籍地

現住所

氏 名 印

※ 印鑑証明を1通添付

※ 印鑑証明された印で押印